

●入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額	
上位所得者	現役並み	510円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
		31日目以降の入院 （長期該当者）	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

※1) 低所得者に該当する患者様は保険者に申請し、交付された「標準負担限度額認定証」
を受付にてご提示下さい。

※2) 長期該当者となる患者さんは、新たに保険者に申請が必要となります。

長期該当者の要件「減額申請を行った月以降の12月以内の入院日数が90日を超える者」
をいう。

●個室料金のご案内

病室	料金
101号・501号室	3,500円/日
601号・602号室	2,500円/日

*1日あたりの（0時～24時）の室料は健康保険法により24時（午前0時）を基準として計算します。